

令和4年度愛媛県・松山市連携プレミアム付商品券事業募集要項

(飲食店営業許可を受けていない店舗を営業されている皆様向け)

本要項は、物品の販売を反復継続的に行う施設（以下「店舗」という。）を令和4年度愛媛県・松山市連携プレミアム付商品券事業の対象店舗（以下、「取扱店舗」という。）として登録するための要件及び遵守事項等を定めるものである。なお、飲食店営業許可を受けている店舗と飲食店営業許可を受けていない店舗を同時に営業する事業者に対しては、飲食店営業の許可を受けていない店舗については、本要項を適用し、飲食店営業の許可を受けている店舗については、別途定める募集要項を適用する。

1.事業内容

・取扱店舗で愛媛県・松山市連携プレミアム付商品券事業実行委員会（以下、「委員会」という。）が発行したプレミアム額を付加した愛媛県・松山市連携プレミアム付商品券 共通商品券（仮称）（以下、「共通券」という。）及び愛媛県・松山市連携プレミアム付商品券 限定商品券（仮称）（以下、「限定券」という。）（以下、総称して「商品券」という。）を用いた決済を行うものである。

(1) 商品券

商品券名称	共通商品券（仮称）	限定商品券（仮称）
プレミアム率	20%	30%
1セットの内容	6,000円 (500円券×12枚)	6,500円 (500円券×13枚)
販売価格	5,000円	
発行数	320,000セット	320,000セット
発行総額 (総プレミアム額)	1,920,000,000円 (320,000,000円)	2,080,000,000円 (480,000,000円)
商品券引換期間	令和4年10月頃～令和4年11月頃（予定）	
利用期間	令和4年10月頃～令和5年1月頃（予定）	

2.取扱店舗への登録

- (1) 取扱店舗となることを希望する事業者は、委員会に申請し、委員会の審査を経て登録される。
- (2) 申込期間：別途指定日～令和4年11月頃（予定）
- (3) 登録手数料：無料

3.取扱店舗の要件

・本事業で発行する商品券の種類ごとに取扱店舗の要件を次の各号のとおり、定める。

(1) 共通券要件（共通券のみ取り扱うことができる。）

- ア.申込時点で愛媛県松山市内に住所を有する店舗であること。
- イ.本事業の利用期間を通して取扱店舗として参加できること。（ただし、定休日、休業期間は除く。）
- ウ.愛媛県や松山市の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に協力するとともに、業種別ガイドラインを遵守し、感染防止に努めることを誓約すること。
- エ.キャッシュレスポイント還元事業により発行したポイントの市内循環をより促進するため及び利用者の利便性向上のため、委員会の指定する域内循環が可能な地元キャッシュレス決済サービスをはじめとするキャッシュレス決済サービスに加盟するよう努めること。

(2) 限定券要件（共通券も取り扱うことができる。）

- ア.(1)共通券要件に該当すること。
- イ.中小企業基本法に定める中小企業者であること。（下記表のとおりとする。）

業種	条件
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

- ウ.松山市内に本店（本社）を有すること。
- エ.松山市外に本部がある又は大企業のフランチャイズでないこと。
（フランチャイズとは次に掲げる内容とする。）
中小企業基本法第2条に規定する中小企業者が、フランチャイズ本部に該当する事業者とおおむね次のような事項を含む契約を結んでいた場合
(ア)加盟店が本部の商標、商号等を使用し営業することの許諾に関する者
(イ)営業に対する第三者の統一的イメージを確保し、加盟者の営業を維持するための加盟店の統制、指導等に関する者
(ウ)上記に関連した対価の支払に関するもの
(エ)フランチャイズ契約の終了に関するもの

※「フランチャイズ本部に該当する事業者」とは、本部が加盟者に対して、特定の商標、商号などを使用する権利を与えるとともに、加盟者の物品販売、サービス提供その他の事業・運営について、統一的な方法で統制、指導、援助を行い、これらの対価として加盟者が本部に金銭を支払う事業形態を展開する事業者をいう。

オ.小売業の店舗は、店舗面積が1,000㎡以下であること。

※テナントの場合は、各テナントの店舗面積で判断する。

4.対象外となる取扱店舗（欠格条項）

・「3.取扱店舗の要件」に該当する店舗であっても、次に掲げるものは対象外とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う者（ただし、宿泊施設や料亭等、明らかに宿泊や飲食の提供等が主目的であり、取扱店舗として適切と判断される店舗はこの限りではない。）
- (2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している店舗、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している店舗（事業主が暴力団等と類似の関係をもつ場合を含む。）
- (4) 事業実施期間に限って、事業内容を行うなど、専ら本事業の対象事業者となることのみを目的として、事業内容等を変更していると認められた場合（該当した場合は、申請時に遡及して本事業への登録を無効とする。）
- (5) 愛媛県松山市内にも固定店舗を持たず、自動車による営業、露天販売その他移動販売を行うもの。ただし、愛媛県松山市内に固定の店舗を持ち、販路拡大のために同営業を行っている場合は除く。
- (6) その他委員会が適当と認めないもの

5.本事業の対象とならない取引

・本事業において発行する商品券の対象外となる取引は次に掲げるものとする。

- (1) 愛媛県松山市内でサービスが完結しないもの（市外への旅行代金を市内事業者で支払う場合等）
 - ア.自社商品や役務への支払い
 - イ.出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
 - ウ.有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - エ.たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - オ.事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
 - カ.土地や家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
 - キ.現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ク.風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に係

る支払い

ケ.特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

コ.商品券の交換又は売買

サ.健康保険法、介護保険法その他関係法令による保険診療、介護保険サービスに関する費用

シ.学校教育法に規定する学校に支払う入学金・授業料等

ス.その他商品券の発行趣旨にそぐわないもの

6.遵守事項

・取扱店舗は、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 本事業の取扱店舗となるため届け出る事項については、虚偽の内容を記入してはならない。
- (2) 取扱店舗であることが明確になるよう、委員会より配布する告知ツール（ステッカー、のぼり、ポスター等）を消費者がわかりやすい場所に掲示すること。
- (3) 取扱店舗において、商品券の利用対象としない商品を独自に定める場合は、あらかじめ利用者が認識するよう明示しなければならない。
- (4) 共通券のみの取扱店舗は、限定券を取り扱ってはならない。なお、受領したうえで、換金申請された場合は限定券の換金について委員会は、一切応じない。
- (5) 利用期間内に受領した商品券の換金については、換金申請期間内及び委員会が指定する換金先の運営時間内に、換金伝票及び換金済商品券を到着させなければならない。なお、換金申請期間を超えた換金券の到着及び申請は、いかなる理由に関わらず一切応じない。
- (6) 万が一換金申請額と入金額の差異が発生した場合に備え、換金伝票の控及び商品券の店舗控は取扱店舗にて必ず保管することとする。なお入金から 2 週間を過ぎた場合の取扱店舗からの異議申し立てを行う事はできないこととする。
- (7) 換金申請する商品券において、破損や汚れによりバーコードや券ナンバーが識別できない場合は換金の対象外とする。また、裏面の店舗印押印が無いもの、識別できないものも同様に換金の対象外とする。
- (8) 商品券の取扱いに関して、委員会から改善要請等があった場合は、それに従うものとする。
- (9) 自ら又は第三者を利用して次に掲げるいずれの行為も行わない。
 - ア. 暴力的な要求行為や法的に責任を超えた不当な要求行為
 - イ. 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ウ. 風説を流布し、偽計又は威力を用いて委員会の信用を毀損し、又は委員会の業務を妨害する行為
 - エ. その他前各号に準ずる行為

- (10) 商品券の利用に際し、苦情や紛争が生じ、取扱店舗の責めに帰すると認められる場合、自ら解決に努めるものとする。

7.同意事項

- ・本事業に参加する取扱店舗は、次に掲げる事項に同意しなければならない。
 - (1) 委員会が求めた場合には、営業許可証、確定申告の写し等の営業の実態を確認できる書類を提出すること。
 - (2) 委員会が本事業の内容等について調査する場合、事業者及び取扱店舗に通知し、事務所及び店舗に立ち入ることができることとし、事業者及び取扱店舗は委員会からの申し出に対し必ず応じること。
 - (3) 商品券を返金・返品、転売、譲渡、現金への換金及び金融機関への預け入れをしないこと。
 - (4) 商品券は、額面金額以上の支払いに利用できること。ただし、利用者が釣銭を支払われない旨を承諾した場合はその限りではない。
 - (5) 商品券を用いた決済をした場合、釣銭を一切支払わないこと。
 - (6) 商品券の盗難、紛失、破損又は偽造、模造等に対しては、委員会では一切責を負わないこと。
 - (7) 商品券は印字された利用期間に限り利用可能とし、期限を徒過したものは無効とすること。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、本事業の利用期間が変更された場合を除く。
 - (8) 事業者は、取扱店舗として届け出ている店舗を除いて商品券を受け取ってはならず、受け取った場合でも換金の対象外とする。

8.取扱店舗が届け出た情報の取扱い

- ・取扱店舗は、本事業に関し届け出た情報（個人情報や法人情報、提出された画像、決済情報を含む。）につき、以下の取扱いに同意する。
 - (1) 委員会及びその委託先事業者の業務に必要な範囲内において無償で使用する。なお、委員会及びその委託先事業者は、個人情報については個人情報の保護に関する法律及び委託先事業者における個人情報保護方針に基づいて取り扱うものとする。
 - (2) 本事業の運営、広報、キャッシュレスポイント還元事業の案内や本事業に関する加盟店登録に使用すること。
 - (3) 取扱店舗に事前告知を行わずに公表することがあること（匿名化処理を行い、統計として公表することも含む。）。ただし、届け出た情報に含まれる個人情報及び公表されていない法人情報についてはこの限りではない。
 - (4) 委員会内で情報を共有すること。

9.本要項に違反した場合の対応

・委員会は、次の事由が生じた場合には、取扱店舗における商品券受領の有無に関わらず、何ら催告することなく取扱店舗資格を取り消すことができる。この場合、委員会は、商品券の換金等を行わず、既に換金等を行っていた場合は、その返還及び返還に伴い発生した費用を請求する。

- (1) 事業者が商品券の換金等について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- (2) 事業者の申請内容に虚偽又は重大な誤りがあった場合
- (3) 事業者が暴力的行為又は脅迫的言辞を用い、不当に換金等を請求した場合
- (4) 委員会の信頼を損ない取扱店舗契約の存続を困難とする重大な事由が事業者にある場合
- (5) その他本要項に違反する行為が認められる場合。

・本要項の違反等を確認するため、委員会は、帳簿等の証憑の確認を行うことができる。

10.その他留意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、スケジュールや、急な事業内容の変更・事業の中止などがある場合は、委員会から通知する。
- (2) 地震、津波、暴風雨、洪水、戦争、暴動、内乱、反乱、革命、テロ、大規模火災、感染症、疫病、伝染病、ストライキ、ロックアウト、法令の制定・改廃、その他当事者の合理的支配を超えた偶発的事象（以下「不可抗力」という。）による本要項の全部若しくは一部の履行遅滞又は履行不能については、委員会はその責を負わない。
- (3) 不可抗力の発生に伴い、事項の変更や別途事項を定める必要が発生した場合、委員会は必要に応じて事項の変更及び新たな事項を定めることができる。
- (4) 本要項に定めのない事項については、委員会が必要に応じて都度定めることができ、委員会が必要に応じて変更をすることができる。
- (5) 本要項に定める事項の変更又は新たに定めた事項はインターネットのWebサイト等への掲載、その他委員会が適切と判断する方法により取扱店舗に当該事項を通知できるものとし、当該事項を通知する。
- (6) 本事業に関する紛争に関しては、当事者と委員会により誠意をもって協議し、解決するものとする。
- (7) 本事業に関する紛争は、訴額により松山簡易裁判所又は松山地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上

令和4年8月10日制定